

居宅介護支援重要事項説明書

令和6年11月1日 作成

あなた(利用者)に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、埼玉県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 ぐらしの介護
主たる事務所の所在地	〒358-0033 入間市狭山台1丁目14番地7
代表者(職名・氏名)	代表取締役 吉川 智直
設立年月日	平成28年 2月18日
電話番号	04-2001-8611

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ぐらしの居宅	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒358-0033 入間市狭山台1丁目14番地7	
電話番号	04-2001-8611	
指定年月日・事業所番号	平成28年 4月 1日指定	1172801555
管理者の氏名	吉川 敬子	
アセスメント方式	TAI方式・居宅サービス計画ガイドライン	
通常の事業の実施地域	入間市、所沢市、飯能市、青梅市、瑞穂町	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

○ アセスメントの実施

利用者の居宅を訪問し、心身の状態や生活環境などを把握し、支援ニーズの特定及び課題の把握を行います。

○ 居宅サービス計画書(ケアプラン)の作成

アセスメントの結果を基に、利用者や家族の希望を踏まえ複数のサービス事業者等を紹介し、利用者及び家族の選択に基づいて居宅サービス計画(ケアプラン)原案を作成します。

○ サービス担当者会議

居宅サービス計画書作成後に、利用者及び家族を交えて介護サービス事業者が集まり、共通認識を図る話し合いを行います。

○ モニタリング

少なくとも1ヵ月に1回は利用者宅へ訪問し、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。また利用者と家族、居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、利用者と事業者との双方の合意に基づき、必要に応じてケアプランを見直し、変更します。

○ 給付管理

利用者の前月における介護保険サービスの利用実績を確認した後、給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

○ 相談業務

- ①利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請や代行します。
- ②介護保険施設に入所を希望される場合、入所に関する情報を提供します。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日(振り替え休日を含む)と、夏季(8月13日から8月16日)及び、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
主任介護支援専門員	1人	0人	1人
介護支援専門員	1人	0人	1人

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、**あなたの自己負担はありません。**

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1ヵ月当たりの料金をお支払いいただきます。その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。後日、市町村役場窓口指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

取扱要件	単位数 (1ヵ月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費(i) <取扱件数が40件未満>	要介護度1・2	1,086 単位	無 料	11,316 円
	要介護度3・4・5	1,411 単位		14,702 円

(注1) 入間市の地域区分:6級地 (1単位=10,42円)

(注2) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】以下の要件を満たす場合、左記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	(単位数) 料 金
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し、指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	(300単位) 3,124円
入院時情報 連携加算(I) (II)	利用者が病院等に入院後、病院等の職員に必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度) (I) 入院した日 (II) 入院した日の翌日又は翌々日	I (250単位) 2,605円
		II (200単位) 2,084円
退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合(入院又は入所期間中につき3回を限度)	(450単位) 4,689円
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師や歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	(50単位) 521円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合(1月に2回を限度)	(200単位) 2,084円

【減算】以下の要件に該当する場合、左記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	左記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	(200単位) 2,084円
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	左記基本利用料の1%
業務継続計画未実施減算	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合	左記基本利用料の1% ※令和7年3月31日まで 減算を適用しない

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止への取り組み

利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から、虐待の発生やその再発を防止するための委員会を定期的に開催、指針の整備、研修の実施をしています。虐待防止に関する担当者を管理者の吉川敬子と定めています。

10. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

11. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

感染症の発生や拡大を防止するための委員会を定期的に開催、指針の整備、研修等の担当者を定め取り組みます。

12. 業務継続計画の策定

感染症や災害発生時においても、業務を継続又は早期に業務再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練等の実施に取り組みます。

13. 苦情相談窓口

(1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	苦情相談窓口担当者 管理者 吉川 敬子 電話番号 04-2001-8611 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	入間市介護保険課 所沢市介護保険課 飯能市介護福祉課 青梅市介護保険課 瑞穂町高齢者福祉課	電話番号 04-2964-1111 電話番号 04-2998-9420 電話番号 042-973-2111 電話番号 0428-22-1111 電話番号 042-557-0594
	埼玉県国民健康保険団体連合会 東京都国民健康保険団体連合会	電話番号 048-824-2568 電話番号 02-6238-0177

14. サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 入院時における医療と介護の連携を図るため、入院時には担当の介護支援専門員の氏名・連絡先等を、入院先医療機関にお伝えください。

15. 公正中立性の確保

居宅介護支援の提供開始に際し、当事業所のケアプランにおけるサービスの利用状況を、利用者又はその家族の理解が得られるように、十分に説明する義務を負います。

(1) 前6カ月間に作成したケアプランにおける各サービス利用割合

訪問介護	13%	通所介護	36%
地域密着型通所介護	15%	福祉用具貸与	83%

(2) 前6ヶ月間に作成したケアプランにおける各サービス毎の、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションよつば 61.7%	吉岡訪問介護 17.6%	おおぎホームヘルプ 17.6%
通所介護	入間デイサービス 31.3%	扇揚苑デイサービス 27.2%	入間つつじの園 18.1%
地域密着型 通所介護	早稲田イーライフひだまり 53.6%	デイサービス本舗むさし野 24.3%	ステップぱーとなー 21.9%
福祉用具貸与	サカイヘルスケア入間店 26.2%	コーハンケアエイド所沢 17.4%	ソネット 15.2%

判定期間 令和6年度 前期（令和6年3月1日から令和6年8月末）

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、前記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 〒358-0033
埼玉県入間市狭山台1丁目14番地7 印
株式会社くらしの介護
くらしの居宅（指定居宅介護支援事業所）
説明者 介護支援専門員
氏名 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所
氏名 印

署名代行者(又は法定代理人)

住所
氏名 印
本人との続柄